

スポーツ施設の指定管理者の更新及び選定方法について(報告)

A. 次期管理運営等の方針について

1. 報告事項

- (1) 指定管理者制度を導入(更新)した管理運営とする。
- (2) 指定管理者は、公募により選定する。
- (3) 指定管理期間は5年とする。(令和6年4月1日～令和11年3月31日)
- (4) 指定管理者制度更新に併せて利用料金を改定する。

≪更新するスポーツ9施設≫①袖ヶ浦体育館、②東部体育館、③秋津サッカー場、④秋津野球場、⑤茜浜パークゴルフ場、⑥秋津テニスコート、⑦袖ヶ浦テニスコート、⑧実籾テニスコート、⑨芝園テニスコート・芝園フットサル場

2. 指定管理の状況

- ①第1期 指定期間:平成18年度～平成20年度(3年間)
指定管理者:(財)習志野市スポーツ振興協会
- ②第2期 指定期間:平成21年度～平成25年度(5年間)
指定管理者:(財)習志野市スポーツ振興協会
- ③第3期 指定期間:平成26年度～平成30年度(5年間)
指定管理者:(公財)習志野市スポーツ振興協会
- ④第4期 指定期間:令和元年度～令和5年度(5年間)
指定管理者:(公財)習志野市スポーツ振興協会

3. 令和3年度までの実績

①モニタリングの結果

平成21年度～令和3年度 A評価

毎年実施している利用者アンケートにおいても、職員の対応及び施設の総合的な満足度は、常に満足及びふつうが9割を超えている。(不満は、1～3%)

②スポーツ振興の充実

指定管理者による自主事業として、スクール6事業、スポーツ大会6事業の合計12事業を実施するなど、スポーツ振興の充実を図っている。

4. 内容

(1)指定管理者制度の導入(更新)

スポーツ施設は、平成18年度より指定管理者制度を導入することで、多様化する市民ニーズに対応したきめこまやかな施設運営が行われてきた。また、施設を一括して維持管理することで効率的に管理が行われ、より充実したスポーツ振興が図られている。これらを踏まえ、令和6年度以降についても、指定管理者制度を導入する。

(2)公募

公募とすることで複数の事業者による応募が期待でき、より質の高い維持管理、利用者へのサービス提供ができる。

(3)指定管理期間

安定的な管理運営及び充実したスポーツ振興の必要性から、過去3期同様、指針の標準(3～5年)の最長である5年とする。

(4)利用料金改定

「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準(改訂版)」(平成 31 年 1 月)に基づき、適正な受益者負担を確保することから利用料金を改定する。

B. 今後の予定について

指定管理者制度の更新に係る今後の主なスケジュールは、以下のとおりである。

日付	利用料金改定関係	指定管理者選定関係
4月下旬	教育委員会会議 (利用料金改定に伴う6月議会へ条例改正提案、指定管理者の更新、選定方法を報告)	
5月		指定管理者候補者選定委員会 (募集要項、仕様書、評価表の決定)
6月	令和5年第2回定例会(6月議会)利用料金見直しの議案	
7月上旬		指定管理者の募集要項配付 (広報、HPへ掲載)
8月上旬		申請書受付
8月～ 9月中旬		書類審査・調査、面接等
10月上旬		指定管理者候補者選定委員会 (指定管理者候補者の指定)
10月下旬		教育委員会会議 (指定管理者候補者の選定について報告)
12月		令和5年第4回定例会(12月議会)指定の議案
1月下旬		教育委員会会議 (指定管理者指定の報告)
2月上旬		社会教育委員会議 (指定管理者指定の報告)
令和6年 4月	新料金施行	第5期指定期間開始